

# 青森県報

第二千八百四十五号

平成十九年  
十月十五日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生化課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……二

右 同……………(中南地民局) ……二

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

出先機関……………(同) ……三

道路の位置の指定……………(県上北地民局) ……三

右 同……………(県下北地民局) ……三

正 誤……………(林政課) ……四

平成十九年九月十四日定例告示中……………(林政課) ……四

## 告 示

青森県告示第七百二十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規程により、次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所の名称	所在地	変更年月日
変更前	虹社会福祉法人	青森市問屋町一丁目一五の〇	精神障害者地域生活支援センター八甲	青森市問屋町一丁目一五の〇	平成二〇一〇・一
変更後	津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二町五丁目二の二	地域活動支援センターびあす	弘前市大字野二丁目一の二	"

青森県告示第七百二十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同法第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻労字下堀川二一の五 有限公司 吉田漁業部 下北郡東通村大字尻労字下堀川五 有限公司 加糠漁業部	尻労区域	さけ・ます定 置漁業

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年十月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ケアプラスあおもり
- 三 代表者の氏名  
小形 晃一
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市旭町三丁目一四の二〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会の住民(特に高齢者)に対して、住み良い町づくり、介護支援並びに予防、啓蒙に関する事業を行い、もって地域の活性化並びに高齢者の福祉、自立支援に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限公司社伸和
  - 二 代表者の氏名 松本 孝
  - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字横内字亀井二七八の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一七五一一号
  - 五 取消年月日 平成十九年九月二十八日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となつた事実  
平成十九年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十九年十月十五日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 古川工務店
  - 二 氏名 古川 龍海
  - 三 主たる営業所の所在地 平川市館田前田二二七の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四七四七号
  - 五 取消年月日 平成十九年九月十九日
  - 六 取消しに係る建設業の許可

七 土木工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成十九年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三庸建設

二 代表者の氏名 三上 美文

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字小畑字福元一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四四八〇号

五 取消年月日 平成十九年九月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐藤建設

二 氏名 佐藤 正一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字宮館字房崎四一の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇三四二号

五 取消年月日 平成十九年九月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十五日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市南山四丁目三三の六、 三三の二四及び三三の八	五〇・一四 メートル	六・〇〇メートル	平成 一九・一〇・二五

下北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二

月青森県規則第二十号（第十七条の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、  
 及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十五日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

正 誤

平成十九年 第二八三二号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
	告 示	第 六 六 六 号	一	下	四	(次の図に示す部分に限る。)	(国有林。次の図に示す部分に限る。)	

林 政 課

むつ市金谷一丁目四四八の四、四五〇の四及び四五〇の五	位 置	五五・〇〇メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一九・九・六	年 指 月 定 日
----------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	--------------	-----------------

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一  
 号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町一丁目番七  
 七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭